

自治連わこう

平成24年2月1日

第10号

地域防災訓練

この訓練は、和光市自治会連合会と和光市がタイアップした初めての大規模な防災訓練。

災害時に避難所の一つとなる自子小学校で行われました。

体育館に避難所を設置

消火器使用訓練

バケツリレー訓練

謹賀新年



和光市自治会連合会

会長 浪間 貞

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年は世界中で自然災害が起り、特に日本に於いて東日本大震災が発生し、多くの人命と経済的な損失を蒙りました。被害を受けられた方々が今だに復興の目途がたっていない等の報道に接すると、一地域で活動する者として胸がしめつけられるような思いがいたします。

自治会連合会では、安全・安心の地域づくりを目標に事業を進めております。単自治会で事業など難しい場合は隣の自治会と共同で実施し意識と情報を共有し、活動する自治会を目指し活動することを祈念申し上げ本年も皆様のご多幸をお祈り申し上げます。



和光市長

松本 武洋

謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

旧年中は東日本大震災と原発災害により市民生活が大きく影響を受ける中、自治会連合会の皆様方には発災時の防災対策会議から募金、防災訓練の実施まで、奮迅のご活躍をいただき厚く御礼申し上げます。

本年は地域の絆をつくる自治会加入促進事業を実施するとともに、防災対策費の拡充、(仮称)健康づくり基本条例の制定と関連施設の推進、後期高齢者の肺炎球菌ワクチン補助制度の導入、土地区画整理の推進、新保育園の開設、小学校新設準備などに注力するとともに、休止中の国保保養所補助、国保入浴補助券事業の復活等を事業化すべく予算編成作業を行っております。

なお、当市を取り巻く経済状況は今なお厳しく、長年料金体系を維持してきた国民健康保険や学童保育クラブの料金見直しを実施させていただきますが、市としても幹部職員のボーナスカットをはじめとするスリム化を実施いたします。

本年も変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴会のますますのご発展と皆様方のご多幸をお祈りいたします。

自治会連合会視察研修報告

視察研修報告

四晴会自治会長 金子 好亘

平成23年度自治会連合会視察研修会が、10月24日(月)～25日(火)に一泊二日で実施されました。参加者総勢36名が参加し、市役所を7時30分に出発し、今回の視察研修目的地、和光市と姉妹都市でもある新潟県十日町市役所を訪問しました。今回の研修課題は防災対策取組等について計画し、十日町市役所本庁舎3階全員協議会室に総務部企画政策課長 大津氏他関係者に迎えられ、午後1時30分より各関係者紹介の後、十日町市役所総務部防災安全課長 斎藤氏より防災対策等資料や説明交えての会議に。特に困った事は凍結時における災害対策。十日町は豪雨地帯の為今年予想以上の災害に直面し、電気・ガス・水道等ライフラインはストップし、復旧までの間市民は不安な日が続いた。市民生活道路も寸断、山間部では、地すべり多数、土砂崩れ、斜面崩壊、農地(田畠)などへの土砂流入、JR飯山線路盤崩壊、鉄橋流出、学校施設、家屋倒壊、観光施設その他多数災害が発生し、6,343カ所以上と担当者から説明がありました。

●十日町地域防災計画・防災体制等について

合併前の旧市町村がそれぞれ独自に作成していたが、新潟県中越大震災と合併を機に防災対策を抜本的に見直しを行い防災基本方針に自助・共助・公助の推進を取り上げた。

●地域防災計画から抜粋

自らの身の安全は自分で守り、自分たちの地域の安全は自分(市民)たちで守り、地域住民がその自覚を持ち、平素から災害に備えるための手段を講じておく事が最も重要であるとともに、隣近所の声掛け運動を日々行っている。他に災害時における要援護避難支援、避難情報等の伝達、心身のケア、FM十日町告知受信機等についての取り組み等々状況についての説明などがあり、防災対策、防災体制等に関する活発な意見交換となった。

研修会議も終り夕方当間高原リゾートに宿泊し、翌日帰路の途中日本一の大河一級河川信濃川他支流には山間部から流されてきた流木等が目立つ。山間道路も地すべり崩壊、道路寸断等山間部における被害が今年は多数あった。夕方市役所に到着し、今回企画された事務局・自治会連合会会长を中心とした関係者の皆様ありがとうございました。

視察研修会に参加して

親栄会自治会 鈴木 栄子

平成23年度自治会連合会視察研修会が、10月24日(月)・25日(火)に一泊2日で実施され、総勢36名が参加し防災対策の取り組み等について、新潟県十日町市の方からお話を聞きました。平成16年10月の中越地震、平成23年3月の東日本大震災、7月には新潟・福島の豪雨災害と、十日町市は3回もの災害の中、どう地域(市民)の人達と(市の方々の県・国)関わりあうのか、聞いたことに対しての受け答えも実践で動いた方々の経験のお話なので聞いていて気持ちが伝わる様に感じまし



た。

はたして和光はどうなのかな?

隣近所のコミュニケーションは取れてるかな?

ベッドタウンの人達は、どう説明出来て、受け入れてもらえるのか?難問題である。

和光市には、津波、山崩れ(小高い処はある)は、無いにしろやはり地震は同じだ、恐いの一言だと思う。一度経験しなければ絆は繋がらないと思ってしまうが無い方が絶対良いでしょう。その為にも防災訓練は積んでおいた方が良いと考える。地方へお仕事をしに通っている方々には大勢参加してもらいたい。勤務中に起きた時家族がどう対応しているかも知ることは大切だと思う。家族だけでは対応できない時も隣近所の方々と一緒に子供たちを守れる様日頃のお付き合いを望んで欲しい。

そんな想いの中、避難場所で大勢の人の中で普段、時間の都合で参加出来なく不安の中手っ取り早く誰もが参加出来る、お話を聞けた事象を紹介します。

※自主防災として、皆さん協同生活をするのであって、その場のルールを決めること。

- 1 上げ膳、据え膳は有りません。
- 2 お酒は、控えましょう。(チョットの我慢です)
- 3 そして出番です。(特に慣れている女性)

掃除当番を決め、綺麗にするよう心がける。

土足になりがちなので、上、下は伝達しあう。

手の空いている人は積極的に参加しましょう。

そして、自らの身は自分で守る。自分達の地域の安全は自分たちで守ることが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち平素から災害に備えるための手段を講じておく事が重要である。そういう事が出来れば地域は明るく過ごせる、市の方々には公共でしか出来ない対応を頑張ってもらう。役割をお互いに持ちつつ災害に対応できれば苦しくても良い環境が築き上げられるものではないでしょうか。

この度の参加者は、皆様各地区のリーダーでした。決められた時間前に集合し、予定より早く対応したのを目のあたりにし、すごいと感じました。早めに十日町市に着いたのですが、市の方々もお忙しい中対応してくださり全員が時間まで黙々と資料に目を通しておりさすがでした。

最後に一言、自治会は人と出会うところだと思います。お会いし話をしこんな人になれたらと、目標を持ってたら素敵な地域が作れると期待します。企画していただいた皆々様にはご苦労があったと思いますが、参加出来る事に感謝いたします。

地区懇談会での意見・要望等に対するQ&A

(平成23年度前期地区懇談会)

※活発な意見・要望が出されましたら、紙面に制限があるため、一部割愛し掲載させていただきました。

市民生活について

Q 新しく住民になられた方に対する地域生活への協力に対する対策について（ゴミ集積場の当番やゴミの出し方のマナー等決められたことに協力してもらえず困っている）

A 市では、そういうケースの場合、集積所への看板の設置、不動産管理会社への連絡、分別マナー厳守についての文書のポスティング等の指導・啓発を行っています。お困りのことがあれば資源リサイクル課(464-5300)までご連絡ください。

【資源リサイクル課】

Q 一般ゴミの有料化についての検討状況について

A ゴミの有料化については、朝霞地区4市まちづくり協議会生活環境部会において、平成18年度から担当者会議を重ね、平成19年12月20日に生活環境部会長に検討結果を提出しております。ごみ有料化が市民意識の改革に効果があることを共通認識とした合意を得ましたが、実施に当たっては、市民に新たな費用負担を求めるところから、各市の廃棄物審議会への諮問などの根拠づけを必要とすること、また、志木市と新座市が志木地区衛生組合において広域処理を実施していることなど、各市のごみ処理形態も異なっていることから、時期尚早との結論に達しました。

当市といたしましては、ごみ有料化はごみ減量や分別の徹底、排出者負担の公平性実現に有効な方法の一つとして考えておりますので、平成23年度より行なわれる、第五次和光市一般廃棄物処理基本計画策定のための審議会の中で検討していくことを考えております。

【資源リサイクル課】

Q バス運行採択後の経過について

A 平成22年和光市議会12月定例会において、「請願第3号 和光市と光市駅より光が丘駅及び西高島平駅に通じるバスの運行に関する請願」が採択されましたので、平成23年5月27日に東武バスウエスト株及び西武バス株、5月30日に国際興業株に市長が赴き、要望書を提出しました。提出の際の協議においては、(1) 光が丘駅の駅前広場が狭く、混雑が激しいので、バス停の確保が難しい。また、西高島平駅は駅前広場がないため、高島平駅への路線の方が可能性がある。

(2) 要望路線は3社の運行区域と通行するので、事業者間の調整が難しい。

(3) 国道254号、主要地方練馬川口線等へのバス停の設置は集客、停車等で不利であり、路線の選定が難しい。

(4) 運行当初は採算性の問題があるので、運行経費の補助等が必要。等の課題もありますが、副都心線の東横線の乗り入れ、駅北口駅前広場の整備等もありますので、前向きに検討していくように要望しました。

【道路安全課】

Q 3月11日の震災による南地域センターの閉館理由について

A コミュニティ施設の対応といたしましては、地震発生直後から電話確認や施設巡回を行い、施設利用者の安全を確保するため、施設の安全確認を実施いたしました。

施設を閉鎖した理由といたしましては、余震が頻発している中、利用者及び受付員の安全確保を第一に考え、配慮いたしました。更に、東京電力の電力供給量の不足による計画停電の実施にあわせて、徹底した「節電」に協力するため休館とさせていただきました。

しかし、自治会に限りまして、自主防災会議を開催することに限り緊急的に一部利用を許可しており、ご理解いただければと存じます。災害発生時には、地域を担う自治会連合会や自治会、防災組織など、多くの皆様と協力した対応が必要であることから、今後も、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【市民活動推進課】

Q 原発事故に関する放射線量の自治会連合会への情報提供について

A 市内の放射線量につきましては、本年6月から市内公共施設において月1回測定を実施しており、その結果は市ホームページにて公開しておりますので、そちらをご覧願います。

道路行政について

Q 南口駅前通りの交通渋滞緩和・解消対策について

A 南口駅前通りの交通渋滞の緩和・解消等の対策につきましては、



平成19年度からの電線地中化工事の完了に合わせ、平成23年度に実施しています南口駅前通り道路改修工事において、現状より車道幅員を25cm拡幅し、交差点に右折避讓帯を設け、交差点内の車両がよりスムーズに流れるように道路構造を変更する工事を進めています。

【道路安全課】

Q 中央公民館前を横断する歩行者指導及び対策について

A 中央公民館前の道路横断につきましては、県道を管轄する朝霞県土整備事務所へ横断禁止対策を啓発していただくよう連絡しています。また、横断者と見られる周辺事業所などへは横断しないよう周知をしてまいります。

【道路安全課】

環境問題について

Q 越戸川の悪臭対策について

A 越戸川の悪臭の原因になっている河川の水質につきましては、流域の浄化槽の管理者へ適正管理の指導を適宜行い、また朝霞自衛隊など大規模な浄化槽に関しては、埼玉県西部環境管理事務所と共に立入検査を実施し、河川に流入する排水の水質改善に努めてまいります。

【環境課】

Q ポイ捨て及び路上喫煙禁止区域での取締りの強化について

A 路上喫煙禁止区域での取締りにつきましては、現在実施している監視パトロールの時間帯や順路等を適宜見直し、より効果的な指導ができるよう検討してまいります。

また、禁止区域手前でのポイ捨てにつきましては、監視パトロール中の見回りや街頭での啓発キャンペーンを実施し、ポイ捨て禁止及び路上喫煙の防止に取り組んでまいります。

【環境課】

ゴミ問題について

Q 外環側道の不法投棄対策の検討について

A 道路パトロールにおいて、不法投棄物の発見、処分を実施しており、通常業務におきましても外出時は、不法投棄物の確認を、職員に指導しております。

また、市民から不法投棄の連絡を受けた場合なども、迅速に処理を実施しております。今後も、引き続き、道路パトロール等による不法投棄物対策を実施してまいります。

【道路安全課】

その他

Q 公園とその周辺のホームレスに対する取組について

A ホームレスの方への対応について、市では憲法や生活保護法、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の規定に基づいて、人権擁護並びに支援を行っています。公園管理者としては、一方的に立ち退きを迫ったり、荷物を撤去したりすることは出来ません。公園などで野宿をしていることにより、実害がある場合に、自立支援対策等と連携をとって、法令の規定に基づいた上で、初めて公共施設の管理者が野宿者に立ち退きをお願いすることができます。ホームレスの方に対する意見は様々ですが、近隣住民の方々への影響にも配慮しながら、ホームレスの方に対する偏見や差別の近隣住民の方々への影響にも配慮しながら、ホームレスの方に対する偏見や差別の解消を目指して、啓発活動を行うことも直接的な支援と共に行政の役割となっていきます。

生活安全上の危険がある場合については、警察への対応をお願いしていただきたいと思います。

【都市整備課】

Q 落葉樹の清掃を近所の人の手で行っている南滝河原公園の市の管理状況について

A 公園の清掃につきましては、公園維持管理業務を委託しており、週2回の園地清掃のほか、不法投棄・ゴミの散乱がないように適宜、公園を見回り、管理しております。

また、多くの公園で近隣住民の方や自治会の方々による清掃等にご協力いただいており、特に落葉期には、落葉が公園外にも舞い落ちてしまい、また風等により散乱してしまい、近隣にお住まいの方々にご迷惑をお掛けしていますが、近隣の皆様のご協

